

# 令和6年7月大雨がもたらした被害と被災者支援制度

7月9日からの大雨は、出雲（芦渡町）、斐川（出雲空港）で観測史上1位となる最大12時間降水量を記録し、各地で内水氾濫や家屋浸水が発生したほか、日御碕地区では、道路崩落により車両での通行が困難になるなど、甚大な被害をもたらしました。

自然災害の脅威を実感するとともに、日ごろからの隣近所の声がけや備蓄品の準備など、防災活動の重要性を再認識しました。



▲県道29号大社日御碕線の道路崩落(大社町日御碕)



▲出雲市駅南西の道路冠水(塩冶町)

## 被害の状況(7月17日時点)

- 人的被害(軽傷)・・・1人
- 住家の被害
  - ・床上浸水・・・7件
  - ・床下浸水・・・72件
  - ・一部損壊・・・1件
- 道路の被害
  - ・国道・県道・・・22件
  - ・市道等・・・197件
  - ・農林道・・・26件
- 河川・橋梁の被害
  - ・県管理・・・20件
  - ・市管理等・・・47件
- 農地・農業用施設の被害
  - ・田畑・・・15件
  - ・農業用施設・・・42件

## 災害の記録

- 降雨量
  - ・累加雨量
    - 出雲観測所(芦渡)  
265.5mm  
(7月9日3時～11日4時)
  - ・時間最大雨量
    - 知井宮観測所  
50mm  
(7月9日15時)
- 土砂災害警戒情報
  - 7月9日 15:02発表
  - 7月10日 16:45発表
- 避難情報の発令
  - 警戒レベル4 避難指示
  - ①7月9日 15:30  
市内7地区
  - ②7月9日 16:45  
市内11地区(4地区追加)
  - ③7月10日 17:30  
市内10地区
  - ④7月10日 18:00  
市内24地区(14地区追加)
- 指定避難所への避難者数
  - ①7月9日 29人(最大)
  - ②7月10日 22人(最大)
- 災害救助法の適用 7月9日

## 被災者支援制度

この内容は7月末時点の情報です。令和6年7月の大雨災害における各種支援制度について、最新の情報は市のホームページをご覧ください。  
該当の支援制度については、各担当課にお問い合わせください。



### ●り災証明書の発行

災害により居住されている家屋に被害を受けた方を対象に、各種支援制度の利用等に必要となる証明書を発行します。申請後、調査員が被害の程度を確認した後、証明書を発行します。

防災安全課 ☎21-6606

### ●災害ごみの処理手数料の減免

災害により発生したごみを、市のごみ処理施設に搬入する場合、申請によりごみ処理手数料を減免します。

環境施設課 ☎21-6990

### ●市営住宅のあっせん及び減免措置

り災証明書の発行を受けた方、住宅が孤立し長期的に生活に支障があると見込まれる方を対象に、市営住宅の入居をあっせんし、敷金・家賃等を減免します。

建築住宅課 ☎21-6150

### ●水道料金・下水道使用料の減免

床上・床下浸水の被害を受けた家屋等で、土砂を流すための清掃用に水道水を使用した期間の水道料金・下水道使用料(1期分)について、前年同月の使用水量と比較し、増加分を減免します。

※出雲市災害対策本部調査班による調査で床上・床下浸水と認められた方(事業所含む)は、**個別の申請は必要ありません**。該当の方へ上下水道局または斐川宍道水道企業団からお知らせします。なお、この調査以外で被害を受けた方はご相談ください。

上下水道局営業総務課 ☎21-3511  
斐川宍道水道企業団 ☎72-8215  
(斐川町・島村町の方)

## ●支援金・補助金等の支給

対 象	名 称	支援内容	おたずね
災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障がいがある市民	出雲市災害障害見舞金	災害障害見舞金を支給	福祉推進課 ☎21-6694
災害により居住する住宅が全壊・半壊等した世帯	出雲市被災者生活再建支援制度	支援金を支給	
災害により「準半壊」以上の住宅被害を受けた方で、資力がないなどの一定の要件を満たす方	被災住宅の応急修理（災害救助法適用）	市が直接業者に発注、支払	建築住宅課 ☎21-6156
土砂災害による居住家屋付近への崩落土砂等や、浸水による居住家屋の床上への流入土砂、木戸道の路肩崩壊または路面流出を業者に依頼し撤去・応急修繕する場合	崩落土砂等撤去費助成金・居住家屋流入土砂撤去費等助成金	土砂等撤去費用の1/2（最大25万円）を助成	防災安全課 ☎21-6606
災害が発生し、浸水による「し尿汲取り」を実施した世帯	出雲市浸水世帯し尿汲取り料補助金	汲取り料の半額を補助	

## ●市税等の減免・徴収猶予など

種 類	対 象	支援内容	おたずね
固定資産税・都市計画税	固定資産（土地、家屋、償却資産）に著しい損害を受けた方	災害を受けた日以後に納付すべき固定資産税・都市計画税の減免を受けられる場合があります	資産税課 ☎21-6820
市県民税	市県民税の納税義務者で、住宅・家財等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方	災害を受けた日以後に納付すべき市県民税を被害の程度と合計所得金額に応じて減免	市民税課 ☎21-6770
	災害により資産に損害を受けた納税義務者	次年度の市県民税において、一定の計算に基づいた金額を所得から控除（雑損控除）	
市税	財産が災害にあったことにより、市税を一時に納付することができないと認められた納税義務者または特別徴収義務者	【猶予期間】1年以内（その期間中に分割して市税を納付することができます。）	収納課 ☎21-6647

## ●保険料等の減免・徴収猶予など

災害により住宅・家財に著しい損害を受けたときには、次の保険料・負担金等についても、減免や徴収猶予の災害特例などが受けられる場合があります。詳しくは、おたずねください。

名称・支援内容	おたずね	名称・支援内容	おたずね
国民健康保険料と医療費の一部（自己）負担金の減免・徴収猶予	保険年金課 ☎21-6984	障がい福祉サービス利用者負担額の減免	福祉推進課 ☎21-6961
後期高齢者医療制度保険料と医療費の一部（自己）負担金の減免・徴収猶予	保険年金課 ☎21-6983	地域生活支援事業の利用者負担額の変更	
国民年金第1号被保険者の保険料免除	保険年金課 ☎21-6982	認可保育所（園）、認定こども園の保育料の減免	保育幼稚園課 ☎21-6964
介護保険料の減免・徴収猶予	高齢者福祉課 ☎21-6212		

## ●貸付・特別措置

対 象	名 称	支援内容	おたずね
災害により負傷または住居、家財の損害を受けた方	出雲市災害援護資金	生活再建に必要な資金の貸付 ※所得制限あり	福祉推進課 ☎21-6694
災害により住宅・家財等の財産についてその価格のおおむね1/2以上の損害を受けた障がい者・障がい児のいる世帯	特別児童扶養手当 特別障がい者手当等の特別措置	所得制限の特別措置を実施	福祉推進課 ☎21-6959